



平成27年3月20日

各 位

会社名 杉本商事株式会社  
代表者名 代表取締役社長 杉本正広  
(コード 9932 東証一部)  
問合せ先 常務取締役管理本部長 阪口尚作  
(TEL : 06 - 6538 - 2661)

## 内部統制システム構築の基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成27年3月20日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について下記のとおり一部改定することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、改定箇所につきましては下線で示しております。

### 記

#### 1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「稟議規程」、「文書管理規程」の手順にもとづき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で記録・保存・管理することとし、保存期間は、「文書管理規程」によるものとします。

#### 2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの企業活動に関する様々なリスクに対処するため社長は、管理本部長をリスク管理に関する総括責任者に任命し、各部門担当取締役と共に、リスクを体系的に管理するため、既存の業務に関する規程・内部者取引管理規程などに加え必要なリスク管理規程を制定する。また、グループ各社の相互の連携のもと、当社グループ全体のリスク管理を行う。

不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し危機管理にあたり、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

監査役および内部監査室はグループ各社及び各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

#### 3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行については、「組織規程」・「業務分掌規程」・「職務権限規程」において定められた、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きを遵守し、効率的に職務の執行を行う。また「関係会社管理規程」に基づき当社グループ全体の協力の推進及び業務の整合性の確保と効率的な遂行管理を行う。

#### 4. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

全社を横断するコンプライアンス室を設置し、「コンプライアンス基本規程」に基づきグループ全体のコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努め、重要な意思決定を行う事項については、事前にその法令および定款への適合性を調査・検討することにより役職員の職務の適合性を確保する体制。

監査役および内部監査室は、グループ各社及び各部門の業務活動の妥当性や法律・法令の遵守状況などについて監査を実施し、適切な連携関係を維持しながら、業務の改善に向けた助言・勧告を行う。

5. 次に掲げる体制その他の当社及び子会社からなる企業集団における業務の適性を確保するための体制

イ、当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制。

ロ、当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制。

ハ、当社の子会社の取締役等の職務執行が効率的に行われていることを確保するための体制。

ニ、当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行は法令及び定款に適合するための体制。

当社は、取締役会において、出席する子会社取締役により、その子会社の業績、財務状況そのた重要な事項について報告を受ける。また「関係会社管理規程」に基づき当社管理本部長は、その子会社の業務等について事前協議を実施し、報告を受ける。

また、上記ロ、ハ、ニについては、前記②、③、④のとおりグループ一体となった体制を構築し運用する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、必要に応じ監査役が求めた場合には監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととし、そのスタッフは、もっぱら監査役の指揮命令に従わねばならない。

7. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制、その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

当社及び子会社の取締役および使用人は当社及び子会社の実務または業務に影響を与える、あるいは与えるおそれのある重要な事項について監査役に速やかに報告するものとする。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、当社及び子会社の取締役および使用人に対して業務の執行に関する報告を求めることが出来る。

当社は、当社及び子会社の監査役へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。

当社は、監査役がその職務の執行について、独自の外部専門家（弁護士、会計士等）を活用する為の費用の支出を求めた場合、当社は当該監査役の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

8. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

財務報告の信頼性・適正性を確保するために財務報告にかかる内部統制が有効に行われる体制の構築・維持・向上を図る。

監査役および内部監査室は、財務報告とその内部統制の整備・運用状況を監視・検証し、必要に応じて、その改善策を取締役会に報告する。

9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

反社会的勢力との関係の遮断を企業防備の観点より、必要不可欠である考え、市民生活の秩序に脅威を与える団体や個人による不当な要求等に応じたりすることのないように取り組みの強化を図る。

社内規則で「企業行動憲章」を制定し従業員個人及び会社として反社会的勢力との関係遮断について明文化し社員教育を行うとともに、必要に応じて外部の専門家にも意見を求めることができる体制を整える。

以上